## 議席の配置

令和7年6月1日現在

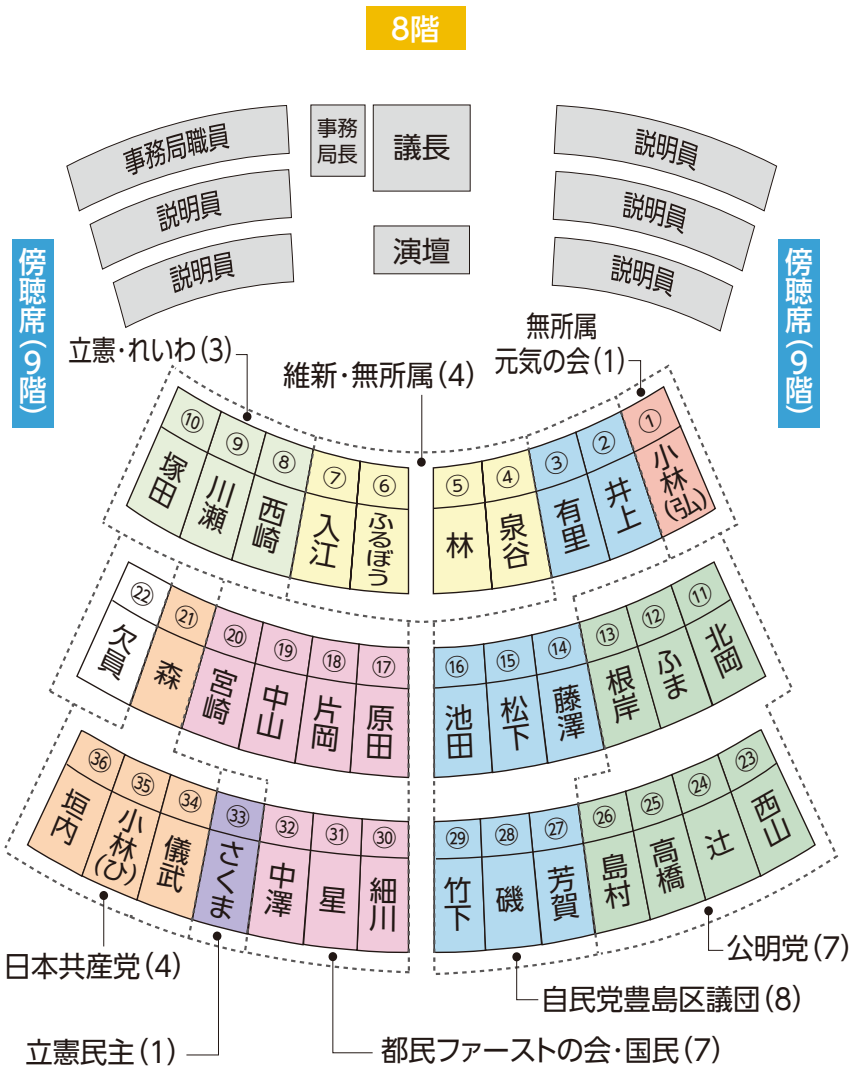


## 請願・陳情はいつでもどなたでも提出することができます

請願及び陳情は、区政への要望を区議会に提出することができる制度です。請願は紹介議員を必要とし、陳情は必要としないという違いがありますが、豊島区議会では同じ扱いをしています。

随時受け付けておりますが、各定例会初日の3日前（休日を除く）の午後5時までに提出された請願・陳情につきましては、その定例会中に審議されます。

詳しい日程は、「広報としま」や区議会ホームページ「トップページ」でお知らせします。

**●提出方法**

請願（陳情）の内容を文書にして、区議会事務局に提出してください。郵送での提出は可ですが、ファクス、メール等では受け付けておりません。

**●請願の意見陳述**

請願の趣旨を明確にするため、請願者本人が希望し、審査する委員会が認めた時に、その委員会において、意見陳述を行うことができます。

○○○○○○○○についての請願（陳情）

令和○○年○○月○○日　　①提出年月日

紹介議員　○○○○　○○○○　○○○○

※1名以上の議員の署名又は記名押印（陳情には必要ありません。）　　②紹介議員の署名 ※請願のみ

請願（陳情）者

（2名以上で提出する際は署名簿を添えてください。）

住所

団体名

氏名（署名又は記名押印）

電話番号

③請願（陳情）者の署名または記名押印 ※法人の場合は、代表者の署名または記名押印
④請願（陳情）者の住所 ※法人の場合は代表者の住所
⑤連絡先の電話番号

豊島区議会議長　○　○　○　○　あて

請願（陳情）の趣旨

○○○○○○○○